



グリーン調達基準書

2026年5月 Ver. 3

イリソ電子工業株式会社

【目次】

	頁
1. 目的	2
2. 適用範囲	2
3. 用語の定義	2
4. 主要な法規制	3
5. お取引先様との取引基準	4
6. お取引様へのお願い	4
7. 本基準書の改訂	5
8. お問い合わせ先	5
附表 1:【使用禁止物質一覧】	6
附表 2:【使用管理物質一覧】	8
改訂履歴	9

1. 目的

本基準書は、イリソ電子工業株式会社(以下「イリソ」という)が調達する製品、部品、および材料に含有される環境負荷物質について管理基準を明確にし、イリソ製品への禁止物質の混入を防止するとともに、関係法令を遵守することを主目的としています。

また、本基準書は、イリソと同様にお取引先様にも製品含有化学物質のサプライチェーン管理の一端を担っていただくことを目的とするものです。

2. 適用範囲

以下を本基準書の適用とします。

- (1) イリソが設計、製造し販売する製品(イリソが第三者に設計、製造を委託し、イリソが販売する製品も含む)を構成する部品(製品)、材料および副資材
- (2) イリソが製造工程において使用する化学品等(副資材含む)
- (3) イリソ製品の輸送および保護に用いる梱包材
お取引先様がイリソへの輸送、保護に用いる梱包材
- (4) 生産設備及び治工具。但し、環境負荷物質がイリソ製品へ含有の恐れがないものは適用対象外とします

3. 用語の定義

本文中に使用している用語は、以下定義とします。

(誤解のないよう極力公的な文書から引用しておりますが、一部弊社固有の定義もあります。)

No.	用語	説明
1	化学物質	天然に存在するか、又は任意の製造過程において得られる元素及びその化合物
2	混合物	二つ以上の化学物質を混合した物 (例:塗料、インク、合金のインゴット、はんだ、樹脂ペレット等)
3	化学品	化学物質又は混合物
4	成形品(Article)	製造中に与えられた特定の形状、外見又はデザインが、その化学組成の果たす機能よりも最終使用の機能を大きく位置づけている物
5	副資材	製品化の工程に必要とされるが、製品の一部にはならない物 (例:離型剤、手袋、マーキング用ペン等)
6	梱包材	イリソ製品の輸送、保護に用いる梱包材(エンボス、マガジン、リール等も梱包材とする)及び、お取引先様がイリソへの輸送、保護に用いる梱包材(袋、段ボール等)
7	禁止物質	原則として製品、部品、材料への含有を禁止する化学物質。但し、最大許容濃度値の定めがある化学物質については、その濃度値以下であれば含有とは見なさないが、その含有物質の適切な管理に十分な情報(物質名、含有濃度、及び使用用途等)を要求する。尚、お客様要求等により、個別に禁止物質を追加する場合は有る。
8	管理物質	法規制、顧客要求、業界動向などから使用実績を把握し管理及び代替化を推進する化学物質 尚、お客様要求等により、個別に管理物質を追加する場合は有る。
9	含有	意図的であるか否かを問わず、部材の構成成分とすることを言い、添加、充填、混入又は付着をいう(化学反応による生成や意図せず混入又は付着する汚染も含む)
10	意図的含有	化学物質を特定の特性、外観、又は品質をもたらすために、含有率に係わらず、対象物品の形成時に故意に使用すること
11	不純物	天然原材料中に含まれ工業材料として製造される過程で除去しきれない物質
12	CMP (Chemical and circular Management Platform)	CMP コンソーシアム https://cmp-consortium.com アーティクル(部品や成形品等の別称)が含有する化学物質等の情報を、サプライチェーンを通じて適切に管理・開示・伝達するための標準的な仕組みを構築し、普及を推進する団体。

No.	用語	説明
13	chemSHERPA	CMP コンソーシアムが提供する化学物質データ作成支援ツール フォーマット2種あり。 ・chemSHERPA-CI …… 化学品データ作成支援ツール ・chemSHERPA-AI …… 成形品データ作成支援ツール
14	JAMA	一般社団法人 日本自動車工業会 https://www.jama.or.jp/
15	JAPIA	一般社団法人 日本自動車部品工業会 https://www.japia.or.jp/
16	JAPIA シート	JAMA シート(正式には、「JAMA/JAPIA 統一データシート」)が改変され、現在は、JAPIA シート(正式には「JAPIA 統一データシート」)に変わった
17	IMDS (International Material Data System)	ドイツ自動車工業会(VDA)が中心となり、ELV 指令対応を念頭に開発したサプライチェーン環境情報伝達システム
18	お取引先	本基準書では、イリソの一次取引先を意味する
19	併行生産	特定の化学物質の含有を制限された製品の製造と、当該化学物質を含む化学品又は部品を使用した製品の製造が、受入確認→保管倉庫→製造工程→仕掛品、完成品倉庫→引渡しまでの間のいずれかの過程において、同時期に同一建屋内で行われること

4. 主要な法規制

環境管理物質を定める上で参照した主な法規制

尚、個別にお取引先様へは、お客様の要求により、仕向地の規制に対応した要求もさせていただきます。

No.	法規制	概要
1	日本 化審法	化審法:「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」 以下「化審法」と略す 人体や環境への懸念が考えられる化学物質の審査と規制を行う法律
2	オゾン層保護法	オゾン層保護のための国際枠組みであるウィーン条約とオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書で定められた締約国の義務に加え、モントリオール議定書締約国会合の決議事項を履行するための法律
3	EU REACH 規則 (No. 1907/2006)	2007年6月1日から施行された化学物質の登録、評価、認可、制限の化学物質の規制法
4	ELV 指令 (2000/53/EC)	ELV((End of Life Vehicles)指令 / 欧州廃車指令) EU に上市する自動車について、製造者(輸入業者含む)、解体業者などを対象にしたリサイクルと特定化学物質の含有規制を要求している指令
5	EU RoHS 指令 (2011/65/EU)	RoHS(Restriction of the use of certain Hazardous Substances)指令 電気電子機器を対象に特定有害物質の含有(最大許容濃度超)を制限する法律 2006年7月施行。2011年7月1日改正(2011/65/EU)。改正版は、旧指令と区別してRoHS(II)指令と呼ばれている。
6	POPs 条約 (ストックホルム条約)	環境中での残留性、生物蓄積性、人や生物への毒性が高く、長距離移動が懸念されるポリ塩化ビフェニル(PCB)、DDT 等の残留性有機汚染物質(POPs: Persistent Organic Pollutants)の製造及び使用の廃絶、制限、排出の削減、これらの物質を含む廃棄物等の適正処理等を規定している条約。日本など条約締結国は、対象物質について各国の国内法令で規制することになっている。(日本の場合は、「化審法」)
7	米国 TSCA	TSCA(Toxic Substance Control Act / 有害物質規制法) 化学物質による人の健康や環境への悪影響を防止するためにリスクベースで評価し、商業用に米国で製造、加工、または輸入される「化学物質、混合物または混合物を含有する成形品(アーティクル)」を規制
8	プロポジション 65 (米国 カリフォルニア州法)	発癌性物質、生殖毒性物質を規制 「飲料水への排出規制」、「暴露前の警告」を目的とする法律
9	米国 CPSIA	CPSIA(Consumer Product Safety Improvement Act: 消費者製品安全性改善法) 子供用おもちゃ及び育児用品(12才以下の子供を対象)に含まれる鉛及びフタル酸エステルを規制
10	フランス循環経済 法	2020年2月に施行され使い捨てプラスチックの削減、製品の長寿命化、リサイクルと廃棄物の減少を目的としている

5. お取引先様との取引基準

以下に合意戴くことを取引の条件とさせていただきます。

- (1) 本「グリーン調達基準書」記載事項の合意（別途合意書を戴きます）
- (2) お取引先様において、製品含有化学物質の管理体制が構築されていること
 なお、取引開始にあたっては、イリソにて管理体制の確認を行わせて戴きます。ご協力をお願いします。
- (3) 環境マネジメントシステム(ISO14001)を取得していること / 未取得の場合は、具体的な取得計画があること。
- (4) イリソが実施する製品含有化学物質調査への回答

6. お取引様へのお願い

(1) 含有化学物質管理体制の維持、管理

- ① 本基準書の“附表 1:【使用禁止物質一覧】”、“附表 2:【使用管理物質一覧】”に記載された管理要求事項の遵守
- ② 混入、汚染および転写防止のための管理手段の構築
 お取引先様の部材受入からイリソへの着荷に至るまでの各工程で、含有禁止物質の非含有物質への混入、転写、汚染を防止するための、管理手法を構築して下さい。(生産設備、治工具も対象)
- ③ 変更点管理及び連絡の徹底
 量産開始時を起点とし、「部品・材料」、「仕入先」、「生産場所」、「検査方法」、「製造方法」、「製造設備」等、製品含有化学物質に影響を及ぼすおそれのある変更については、事前に必ずイリソへ連絡をお願いします。イリソの承認を得ていない変更品については、受入出来ないことをご了承願います。
- ④ 不適合管理の徹底
 - a) 不適合製品が発生した場合、当該不適合製品を速やかに隔離し、適切な処置の実施ください。
 - b) 不適合品を出荷した、またはその可能性がある場合は、速やかにイリソへ連絡するとともに、24 時間以内に対象ロット、数量の特定を行ってください。
- ⑤ 社内教育の実施
 - a) RoHS(指令)および REACH 規則に関する教育を、全社員を対象として年 1 回以上実施してください。
 (ただし、製品用途または仕向地によってはこの限りではない)
 - b) 上記以外に、お取引先様において教育が必要と判断した事項については、適切な教育プロセスを確立し、継続的に実施してください。
- ⑥ 製品含有化学物質内部監査の実施
 - a) 製品含有化学物質の管理状況について、内部監査を年 1 回以上実施してください。
 - b) 必要に応じて、貴社のお取引先様に対しても、定期的な監査を実施してください。
- ⑦ 模倣樹脂の使用禁止
 部品、材料は、正規販売ルートから購入したもののみを使用してください
- ⑧ トレーサビリティ管理
 使用される部品、原材料のロット、使用された設備までを追跡可能なトレーサビリティシステム構築に努めてください。

⑨ 長期在庫品の管理

イリソグリーン調達基準書、及び最新の最新の法規制に基づき、“禁止物質”、“管理物質”を使用されていないことを確認してください。

(※イリソグリーン調達基準書改訂に基づき、新たに追加された物質については、個別に確認ください。)

(2) その他

含有化学物質情報の更新

イリソは、お取引先様に対し、以下の含有化学物質に関する情報の提出を求めます。

なお、提出頻度は年1回以上とし、提出時期の詳細については弊社より都度連絡します。

- a) イリソ指定の含有禁止化学物質の不含有証明書
- b) 対象品番一覧表
- c) chemSHERPA-CI(化学物質・混合物)或いは、chemSHERPA-AI(成形品)
顧客製品の使用用途または要求内容により、IMDSをお願いすることもあります。
(IMDS 送信先: 21983 (IRISO ELECTRONICS CO LTD))
- d) 第三者分析機関により実施された分析データ (ICP 分析、GC-MS 分析結果)

7. 本基準書の改訂

本基準書は、必要に応じて改訂することがあります。改訂した際は、イリソホームページ

(<https://www.irisoele.com/jp/>)

トップのニュースでお知らせすると共に、ホームページでの掲載を更新版に変更します。また、お取引先様には、改訂の旨ご連絡させて頂きます。

8. お問い合わせ先

本基準書の内容について疑義等がある場合は、担当の調達部員又は、下記へお問い合わせをお願い致します。

イリソ電子工業株式会社

管理本部 資材部 資材課

TEL: 045-478-3525 (ダイヤルイン) / FAX: 045-478-3541

Mail: iriso_grptr@admi.iriso.co.jp

附表1:【使用禁止物質一覧】

以下化学物質(群)につき、原則として製品、部品、材料への含有を禁止とします。但し、最大許容濃度値の定めがある化学物質については、その濃度値以下の場合含有とは見なませんが、含有量については十分な管理を行って下さい。

No.	化学物質(群)名	法令規制値	イリソ規制値	参考法令
1	カドミウム及びその化合物 ^{※1}	・100ppm 以下 ・100ppm 以下(包装材) (Cd+Pb+Hg+Cr ⁶⁺)	・100ppm 以下 ・100ppm 以下(包装材) (Cd+Pb+Hg+Cr ⁶⁺)	・EU RoHS 指令 ・包装・包装廃棄物指令(EU)
2	鉛及びその化合物 ^{※1}	・1,000ppm 以下 ・100ppm 以下(包装材) (Cd+Pb+Hg+Cr ⁶⁺)	・樹脂材:100 ppm 以下 ・その他(金属材や基板): 1,000ppm 以下 ・100ppm 以下(包装材) (Cd+Pb+Hg+Cr ⁶⁺)	・EU RoHS 指令 ・米国 消費者製品安全改善法 (CPSIA) ・包装・包装廃棄物指令(EU)
3	水銀及びその化合物 ^{※1}	・1,000ppm 以下 ・100ppm 以下(包装材) (Cd+Pb+Hg+Cr ⁶⁺)	・1,000ppm 以下 ・100ppm 以下(包装材) (Cd+Pb+Hg+Cr ⁶⁺)	・EU RoHS 指令 ・包装・包装廃棄物指令(EU)
4	六価クロム及びその化合物 ^{※1}	・1,000ppm 以下 ・100ppm 以下(包装材) (Cd+Pb+Hg+Cr ⁶⁺)	・1,000ppm 以下 ・100ppm 以下(包装材) (Cd+Pb+Hg+Cr ⁶⁺)	・EU RoHS 指令 ・包装・包装廃棄物指令(EU)
5	特定臭素系難燃剤(PBBs)	・1,000ppm 以下	・1,000ppm 以下	・EU RoHS 指令
6	特定臭素系難燃剤 (PBDEs)	・1,000ppm 以下 ・使用禁止(DecaBDE)	・1,000ppm 以下 ・使用禁止(DecaBDE)	・EU RoHS 指令 ・TSCA PBT 規則
7	フタル酸ビス (2-エチルヘキシル)(DEHP)	・1,000ppm 以下	・1,000ppm 以下	・EU RoHS 指令 ・EU REACH 規則
8	フタル酸ジブチル(DBP)	・1,000ppm 以下	・1,000ppm 以下	・EU RoHS 指令 ・EU REACH 規則
9	フタル酸ブチルベンジル (BBP)	・1,000ppm 以下	・1,000ppm 以下	・EU RoHS 指令 ・EU REACH 規則
10	フタル酸イソブチル(DIBP)	・1,000ppm 以下	・1,000ppm 以下	・EU RoHS 指令 ・EU REACH 規則
11	ポリ塩化ビフェニル (PCB 類)	意図的含有禁止	意図的含有禁止	・化審法(第1種特定) ・POPs 条約
12	ポリ塩化ビニル	—	意図的含有禁止	【顧客要求】
13	ポリ塩化ナフタレン (塩素数が1以上)	意図的含有禁止	同左	・化審法(第1種特定)
14	ポリ塩化ターフェニル (PCT 類) ^{※2}	廃油を含む混合物中 或いは機器の中で、 50ppm を超える濃度で の使用禁止	同左	・EU REACH 規則
15	短鎖型塩素化パラフィン ^{※2※3}	製造、使用、輸出入の 原則禁止	意図的含有禁止	・化審法 ・POPs 条約
16	アスベスト類 ^{※2}	アスベスト繊維及び、 意図的含有させた 成形品、混合物の製造 上市、使用を禁止	意図的含有禁止	EU REACH 規則
17	オゾン層破壊物質(Class I)	規制物質の輸出入を 制限、禁止	意図的含有禁止	モントリオール議定書
18	ペルフルオロオクタン酸 (PFOA)、その塩及び、PFOA 関連物質	・PFOA とその塩: 濃度 0.025ppm 未満 ・PFOA 関連物質: 濃度 1ppm 未満	同左	・EU REACH 規則 ・POPs 条約
19	ペルフルオロオクタンスルホン 酸(PFOS)及び、その塩	EU 域内での販売、輸 入、使用の禁止	意図的含有禁止	・EU REACH 規則 ・POPs 条約
20	赤リン系難燃剤	—	意図的含有禁止	【顧客要求】

No.	化学物質(群)名	法令規制値	イリソ規制値	参考法令
	リン酸トリス(イソプロピルフェニル)(PIP(3:1))	PIP(3:1)を含有する成形品の加工及び流通の禁止	意図的含有禁止	TSCA PBT 規則
22	有機シリコン	—	意図的含有禁止	【顧客要求】
23	三置換有機スズ化合物※ ² ・トリブチルスズ化合物(TBT) ・トリフェニルスズ化合物(TPT) ・ビス(トリブチルスズ)=オキシド(TBTO 等)	成形品に、三置換有機スズ化合物を含む場合、スズの重量比率1,000ppm 超えての使用禁止	同左	EU REACH 規則
24	2-(2H-1,2,3 ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	ECHA(欧州化学品庁)の認可が得られない限り物質の上市、使用禁止	意図的含有禁止	EU REACH 規則
25	ヘキサブロモシクロデカン(HBCDD)	ECHA(欧州化学品庁)の認可が得られない限り、物質の上市、使用禁止	意図的含有禁止	EU REACH 規則
26	フマル酸ジメチル(DMF) ※ ²	0.1ppm を超える濃度での成形品、部品への使用禁止	同左	EU REACH 規則
27	ジコホル	製造、使用、輸出入の原則禁止	意図的含有禁止	・POPs 条約 【顧客要求】
28	C9-C14 直鎖分岐鎖 パーフルオロカルボン酸(C9-C14 PFCAs)とその塩および C9-C14 PFCAs 関連物質※ ²	・C9-C14 PFCA 及び、それらの塩類の合計で 0.025ppm ・C9-C14 PFCA 関連物質の合計で 0.26ppm	同左	EU REACH 規則
29	1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18-ドデカクロロペンタシクロ[12.2.1.16,9.02,13.05,10]オクタデカ-7,15-ジエン(デクロランプラス TM)	製造、使用、輸出入の原則禁止	意図的含有禁止	・POPs 条約
30	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール(UV-328)	製造、使用、輸出入の原則禁止	意図的含有禁止	・POPs 条約
31	メトキシシクロル	製造、使用、輸出入の原則禁止	意図的含有禁止	・POPs 条約
32	ペルフルオロヘキサン-1-スルホン酸(PFHxS)とその塩及び関連物質	製造、使用、輸出入の原則禁止	均質材料に対し 25 ppb (0.025ppm)を超える含有(その塩を含む PFHxS として)、又は 1,000 ppb(1ppm)を超える含有(PFHxS 関連物質の合計として)	・POPs 条約
33	1~7 個の芳香環を含む鉱物油芳香族炭化水素(MOAH)	インク中の 0.1wt% (1000ppm)未満	同左	・フランス循環経済法
34	3~7 個の芳香環を含む鉱物油芳香族炭化水素(MOAH)	インク中の 0.1wt% (1000ppm)未満	同左	・フランス循環経済法
35	16~35 個の炭素原子を含む鉱物油飽和炭化水素(MOSH)	インク中の 0.1wt% (1000ppm)未満	同左	・フランス循環経済法
36	中鎖型塩素化パラフィン(MCCP)	意図的添加禁止	同左	・POPs 条約
37	長鎖(C9~C21)ペルフルオロカルボン酸 PFCAs)とその塩及び関連物質	意図的添加禁止	同左	・POPs 条約

※1: 金属にはその合金を含む

※2: 用途、取扱いに限らず全面規制に相当すると判断した REACH 制限物質

※3: 炭素長鎖 / 10~13 の短鎖型塩素化パラフィン

附表2:【使用管理物質一覧】

以下化学物質(群)の使用量を管理して下さい。また、代替化を推進して下さい。

No.	化学物質(群)名	No.	化学物質(群)名
1	アンチモン及びその化合物 ^{※1}	26	塩素系難燃剤
2	ヒ素及びその化合物 ^{※1}	27	マイレックス
3	ベリリウム及びその化合物 ^{※1}	28	アルドリン
4	ニッケル及びその化合物 ^{※1}	29	ディルドリン
5	セレン及びその化合物 ^{※1}	30	エンドリン
6	ビスマス及びその化合物 ^{※1}	31	DDT
7	非特定臭素系難燃剤 ^{※2}	32	クロルデン
8	コバルト及びその化合物 ^{※1}	33	ヘプタクロル
9	オゾン層破壊物質(Class II : HCFC)	34	トキサフェン
10	放射性物質	35	ペンタクロロベンゼン
11	二置換有機スズ化合物 (ジブチルスズ化合物、ジオクチルスズ化合物)	36	α -ヘキサクロロシクロヘキサン
12	特定アミンを形成するアゾ染料・顔料	37	β -ヘキサクロロシクロヘキサン
13	ホルムアルデヒド	38	リンデン(別名: γ -ヘキサクロロシクロヘキサン)
14	ベンゼン	39	クロルデコン
15	フッ素系温室効果ガス	40	テトラブロモジフェニルエーテル
16	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール(2,4,6-TTBP)	41	ペンタブロモジフェニルエーテル
17	ペンタクロロチオフェノール(PCTP)	42	ヘキサブロモジフェニルエーテル
18	ヘキサクロロブタジエン(HCBD)	43	ヘプタブロモジフェニルエーテル
19	REACH/制限物質に該当する 他環芳香族炭化水素(PAHs)	44	エンドスルファン
20	REACH/制限物質	45	ベンジジン及びその塩
21	REACH/認可対象物質	46	4-ニトロジフェニル及びその塩
22	REACH/SVHC	47	4-アミノジフェニル及びその塩
23	chemSHERPA 管理対象物質 ^{※3}	48	ペンタクロロフェノールとその塩及びエステル類
24	No.7~No.10の禁止物質以外の フタル酸エステル類	49	ポリ塩化直鎖パラフィン
25	過塩素酸塩	50	黄リン
		51	PFAS ^{※4}
		52	Global Automotive Declarable Substance List (GADSL)
		53	デカブロモジフェニルエタン(DBDPE)

※1: 金属にはその合金を含む

※2: 禁止物質記載の PBB 類、PBDE 類以外の臭素系難燃剤

※3: CMP コンソーシアムが規定する管理対象物質

※4: 禁止物質掲載以外の PFAS

改訂履歴

No.	改訂年月	改訂履歴
Ver.0	2022年11月	初版発行
Ver.1	2024年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・6.お取引先様へのお願い <ul style="list-style-type: none"> (1)含有化学物質管理体制の維持、管理 ②混入、汚染、転写防止管理手段の構築 <ul style="list-style-type: none"> - (生産設備、治工具も対象)を追加 ⑨長期在庫品の管理を追加 ・以下物質の規制値を法令規制値に変更 <ul style="list-style-type: none"> No.1 カドミウム及びその化合物 No.2 鉛及びその化合物 No.3 水銀及びその化合物 No.4 六価クロム及びその化合物 No.5 特定臭素系難燃剤(PBBs) No.6 特定臭素系難燃剤(PBDEs) No.7 フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP) No.8 フタル酸ジブチル(DBP) No.9 フタル酸ブチルベンジル(BBP) No.10 フタル酸イソブチル(DIBP) ・POPs条約 A(廃絶)の対象物質追加に伴い、【使用禁止物質一覧】に以下4物質を追加 <ul style="list-style-type: none"> No.29 1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18-ドデカクロロペンタシクロ[12.2.1.16,9.02,13.05,10]オクタデカ-7,15-ジエン(デクロランプラス TM)を追加 No.30 2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール(UV-328) を追加 No.31 メキシクロルを追加 No.32 ペルフルオロヘキサン-1-スルホン酸(PFHxS)とその塩及び関連物質を追加 ・POPs条約 A(廃絶)に記載される見込みがある物質及び、米国メイン州 PFAS 規制により【使用管理物質一覧】に以下3物質を追加 <ul style="list-style-type: none"> No.51 中鎖塩素化パラフィン(炭素数 14~17) を追加 No.52 長鎖(C9-C21)ペルフルオロカルボン酸(PFCAs)とその塩及び関連物質 No.53 PFAS(※4 禁止物質掲載以外の PFAS)を追加
Ver.2	2025年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・4. 主要な法規制 追加 <ul style="list-style-type: none"> No.9 米国 CPSIA No.10 フランス国内循環法 ・附表1:【使用禁止物質一覧】のイリソ規制値を変更 <ul style="list-style-type: none"> No.2 鉛及びその化合物 <p>樹脂材:100 ppm 以下、その他(金属材や基板):1,000ppm 以下に変更</p> ・附表1:【使用禁止物質一覧】に以下5物質を新規追加 <ul style="list-style-type: none"> No.33 1~7 個の芳香環を含む鉱物油芳香族炭化水素(MOAH) No.34 3~7 個の芳香環を含む鉱物油芳香族炭化水素(MOAH) No.35 16~35 個の炭素原子を含む鉱物油飽和炭化水素(MOSH) No.36 中鎖型塩素化パラフィン(MCCP)

No.	改訂年月	改訂履歴
Ver.2	2025年4月	<p>No.37 長鎖(C9~C21)ペルフルオロカルボン酸(PFCAs)とその塩及び関連物質連物質</p> <p>・附表2:【使用管理物質一覧】:以下物質を5-1禁止物質に移動のため削除</p> <p>No.51 中鎖塩素化パラフィン(炭素数14~17)</p> <p>No.52 長鎖(C9~C21)ペルフルオロカルボン酸(PFCAs)とその塩及び関連物質</p> <p>・附表2:【使用管理物質一覧】に以下内容新規追加</p> <p>No.52 GADSL</p>
Ver.3	2026年5月	<p>・全項目に渡る文章および表現の見直し</p> <p>・3.用語の定義</p> <p>No.12、13 JAMP から CMP コンソーシアムへ変更</p> <p>・6. お取引様へのお願い</p> <p>化学物質情報提出方法を JAPIA から IMDS へ変更</p> <p>分析データを第三者分析機関による分析結果へ変更</p> <p>・附表2:【使用管理物質一覧】に以下内容新規追加</p> <p>No.53 デカブロモジフェニルエタン(DBDPE)</p>